

○岩見沢市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓の取扱いについて定めることにより、性の多様性を認め、互いの個性や人権を尊重し、誰もが自らに誇りを持ち、自分らしく暮らせるまちの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 性的マイノリティ 典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者又は性自認や性的指向が定まっていない者若しくは持たない者をいう。

(2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ精神的に相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。

(3) 宣誓 市長に対して2人が互いのパートナーであり、パートナーシップの関係にあることを宣誓することをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をしようとする両当事者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。

(2) いずれか一方が市内に住所を有する、又は市内への転入を予定していること。

(3) 配偶者がいないこと、及び宣誓に係る相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

(4) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻することができない者同士の関係にないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする両当事者は、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号）に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓書には、次に掲げる書類（宣誓の日前3か月以内に発行されたものに限る。）を添えて市長に提出するものとする。

（1） 宣誓しようとする両当事者の住民票の写し又は現住所を証する書類（市内への転入を予定している者にあつては、その事実を確認することができる書類）

（2） 配偶者がいないことを証明する書類

3 宣誓をしようとする両当事者は、宣誓する日時等についてあらかじめ市と調整しなければならない。

4 宣誓をしようとする両当事者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、両者の立会いの下、他の者に代筆させることができる。

（本人確認）

第5条 市長は、宣誓をしようとする両当事者が、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

（1） 個人番号カード

（2） 旅券

（3） 運転免許証

（4） 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の提示をすることができない場合は、市長が適当と認める書類をもってこれに代えることができる。

（通称名の使用）

第6条 性自認が出生時の性と異なる者その他市長が特に必要があると認める者は、宣誓における氏名について、戸籍上の氏名と併せて通称名を用いることができる。

（受領証の交付）

第7条 市長は、提出があつた宣誓書及び添付書類等を確認し、適当であると認めるときは、当該宣誓をした両当事者（以下「宣誓者」という。）に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書

受領証明カード（様式第3号）（以下「受領証等」という。）を宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、宣誓者の双方が市内に住所を有していない場合であって、少なくともいずれか一方が宣誓の日から3か月以内に市内に転入を予定しているときは、市長は、受領証等に代えてパートナーシップ宣誓制度転入予定者受付票（様式第4号。以下「転入予定者受付票」という。）を宣誓者に交付するものとする。

3 前項の規定により転入予定者受付票の交付を受けた者のうちいずれかが市内に転入した場合においては、転入の日から14日以内に、住民票の写し等、転入したことを証する書類を添えて市長に申し出なければならない。この場合において、市長が宣誓者のいずれかが市内に住所を有することを確認したときは、宣誓者に対し、転入予定者受付票を返還させ、受領証等を交付するものとする。

（子に関する記載）

第7条の2 パートナーシップの宣誓をする者の一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子（以下「子」という。）がいる場合であって、当該宣誓をする者が受領証等に当該子の記載を希望するときは、子に関する届出書（第4号の2様式）に、当該宣誓をする者と当該子との関係を確認することができる書類並びに当該子の年齢及び同居の事実を確認することができる書類を添えて市長に提出するものとする。既に宣誓を行った者が新たに子の記載を希望するときも同様とする。

（受領証等の再交付）

第8条 受領証等の交付を受けた者が当該受領証等を紛失し、又は毀損したと等により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）により申請することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、交付済みの受領証等と引換えに受領証等を再交付するものとする。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しないものとする。

（受領証等の変更）

第9条 受領者は、宣誓書に記載した内容及び受領証等の記載事項に変更が生

じたときは、次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届（様式第6号）及び受領証等に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しないものとする。

（1） 戸籍上の改姓又は改名の場合にあつては、戸籍抄本その他戸籍上の氏名を証する書類（届出日前3か月以内に交付されたものに限る。）

（2） 住所の変更の場合にあつては、住民票の写し又は現住所を証する書類（届出日前3か月以内に交付されたものに限る。）

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により変更届の提出があつたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付する。

（受領証等の返還）

第10条 受領証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない事情があるときは、当該受領証等の返還を要しないものとする。

（1） 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

（2） 一方が死亡したとき。

（3） 双方が市内に住所を有しなくなったとき。

（4） 第3条第3号又は第4号に規定する要件に該当しなくなったとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

2 市長は、前項各号に該当する場合で、受領証等の交付を受けた者のいずれか一方により返還届の提出があつたときは、返還届を受理した後、遅滞なくもう一方の受領証等の交付を受けた者に対し、当該届出を受理したことを通知するものとする。

（自治体間での相互利用）

第11条 受領証等の交付を受けた者が、市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定等（以下「協定等」という。）を締結している自治体に転出する場合であつて、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様

式第8号)を提出したときは、当該自治体においても市が交付した受領証等を引き続き使用することができる。

2 市と協定等を締結している自治体から市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証等(継続使用の手続がされたものに限る。)を市において引き続き使用することができる。

3 前2項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第10条第1項に該当する場合又は市と協定等を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証等を交付した自治体に返還するものとする。

4 第1項の規定により継続して使用している受領証等の再交付については、第8条の規定を準用する。

(宣誓書の保存)

第12条 市長は、宣誓書等について、第10条の規定により受領証等が返還された日又は宣誓者が同条各号に該当すると市長が認める日のいずれか早い日から起算して10年を経過する日まで保存するものとする。

(周知啓発)

第13条 市長は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知啓発に努めなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、パートナーシップの宣誓に係る日時等の調整その他パートナーシップの宣誓をするために必要な行為については、施行日前においても行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。